

会 議 録				
平成23年度第2回 社会教育委員の会議	日 時	平成23年5月18日(水) 午前9時30分～12時	場 所	本庁舎～杉並区立児童 青少年センター
事務局	小金井市教育委員会生涯学習課			
出席者	委員	伊藤、浦野、小林、佐野、樹、中村、本多、本川 各委員		
		欠席 倉持、田尻委員		
	その他 事務局	天野生涯学習部長、尾崎生涯学習課長、大関公民館長 林生涯学習係主事		
傍聴の可否	可・一部不可・◎不可		傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合の理由			視察研修であるため。	
次 第				
1. 協議事項				
(1) 社会教育関係団体への補助金交付について				
1. 協議事項				
(1) 社会教育関係団体への補助金交付について				
(尾崎生涯学習課長)				
<p>本日の社会教育委員の会議は、視察研修であるが、視察に先立ち協議をお願いする。配布資料をご覧ください。社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合は、社会教育法第13条に基づき、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならないとされている。</p> <p>平成23年度に補助金の交付申請のあった4件のうち、小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱第3条の規定に基づき審査する2件について説明する。</p> <p>資料をご覧ください。ママと子どものお話し会「えほんのとびら」の事業内容は、ファミリーコンサートを実施するものである。2件目は小金井市放射能測定器運営連絡協議会の「原発事故による放射能汚染についての講演会」を実施するものである。</p> <p>補助の対象となる団体であるかについて小金井市社会教育関係団体登録要綱の規定に基づき審査したところ両団体とも補助対象となる団体として、要件を満たしている。次に、同要綱第3条の補助対象事業の内容については、一般市民を対象とした事業計画になるので、こちらについても要件を満たしている。</p> <p>同要綱第4条の補助対象経費についてだが、講演会の講師への謝礼やコンサートの出演謝礼に支払われる計画になっており、こちらについても要件を満たしている。以上のおり補助金の交付に当たり、要綱上の要件をすべて満たしている。</p> <p>社会教育関係団体のうち小金井市補助金等交付規則に基づき交付している2団体についてである。1団体目は小金井市立小中学校PTA联合会だが、こちらについては、事業費及び運営費等に対して補助をしているもので、今年度の補助金額は150,0</p>				

00円となっている。次に2番目は小金井市スカウト協議会であるが、こちらは、指導者の保険加入への補助で53,900円となっているので、ご確認いただきたい。

補助金交付についての説明は以上であるが、何かご意見がある方はいらっしゃるか。
(本川議長)

ご意見や質問がある方はいらっしゃるだろうか。

(中村委員)

表中にある回数とはなんの回数だろうか。

(尾崎生涯学習課長)

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱第3条2項に「1団体につき年間1事業とし、5回の補助を限度として見直しを行うものとする。」とあり、当該団体が既に補助金を受けた回数を示している。

(中村委員)

わかった。ありがとう。

(本川議長)

他に意見のある方いらっしゃるだろうか。

(尾崎生涯学習課長)

特に無いようであれば、御承認を頂いたということで、補助金の交付をしたいと思います。

以上